平成２６年（フ）第６１９号
神戸市北区ひよどり台１丁目１番地　113棟503号、従前の住所神戸市北区ひよどり台南町２丁目４番地の12
債務者　畠中　秀雄
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６２０号
神戸市北区ひよどり台１丁目１番地　113棟503号、従前の住所神戸市北区ひよどり台南町２丁目４番地の12
債務者　畠中　久恵
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６５５号
神戸市兵庫区石井町３丁目２番６号　蔡文化２Ｆ南角
債務者　鶴瀬敬康こと　鶴瀬　敞康
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３７７号
名古屋市名東区豊が丘41番地の１　シャンデリス藤が丘201号
債務者　河村　房子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４１６号
愛知県春日井市鳥居松町４丁目105番地アムール・Ｕ－Ⅱ202号
債務者　池田　浩一
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５０１号
名古屋市中村区稲葉地町２丁目35番地　市営第二北稲葉地荘201号
債務者　小早川義光
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０４号
青森市西滝２丁目19番15号　高橋荘２号
債務者　木村恵理子
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９３号
青森県弘前市大字城東中央２丁目４番地26
債務者　西舘　文治
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１００号
青森県弘前市大字十面沢字沢田33番地３
債務者　花田　　満
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１３３０号
名古屋市港区九番町１丁目１番地の１　九番団地２棟206号
債務者　大岡　一哉
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０７１号
愛知県春日井市大留町２丁目８番地６　Ｍ・Ｉサンコート405号、従前の住所愛知県小牧市大字大草5801番地２
債務者　立磨　知佳
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４１３号
名古屋市港区港楽２丁目10番20号　シティ・ファミリー港楽203号
債務者　伊藤　洋美
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３８号
釧路市星が浦大通５丁目５番49号　交運ハイツ301号室
債務者　竹澤　昭人
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月４日午前10時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第９４６１号
東京都足立区南花畑４丁目３－２　マスカレードＢ103
債務者　佐藤　元江
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４６５号
千葉県習志野市東習志野２丁目18－７－106
債務者　遠藤　史子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４９１号
東京都日野市万願寺４丁目３－５　フローラルＢ102
債務者　坂田えり子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部